

つけていますか 住宅用火災警報器

平成23年6月から、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられます。

消防署は、前回の訪問調査のとき、住宅用火災警報器が設置されていないかった世帯の再調査を11月から実施しますので、ご協力をお願いします。玄関先で聞き取り調査を行います。住宅用火災警報器などの販売は一切行いません。

なお、調査時に留守のお宅には『不在連絡票』を投函します。

▼問い合わせ 消防本部総務G
(☎09611)

ご存じですか

国民年金保険料の追納制度

保険料の免除(全額・一部納付)や若年者納付猶予、学生納付特例制度の承認を受けた期間がある方は、保険料を全額納付したときより、将来受け取る年金額が少なくなります。そのため、これらの期間は10年以内であればさかのぼって納付(全部または一部)することができます。『追納』という制度があります。保険料を納付できるようになったときは計画的な追納をお勧めします。※免除などの承認を受けた年度から

起算して3年度目以降に保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せられます。

※追納を希望するときは、年金事務所へ追納の申し込みをし、納付書を発行してもらう必要があります。

▼問い合わせ 年金・長寿医療G
(☎02137)

小児救急講習会の受講者を募集します

▼日時 11月27日(土) 9時30分～11時30分

▼場所 市民プール『らくあ』

▼内容 赤ちゃんから8歳ぐらいまでの心肺そ生法や異物除去の方法など

▼定員 10人(申込順)

▼申込方法 11月10日(水)までに消防署・各支署にお申し込みください

▼問い合わせ 警防救急G
(☎02551)

取引や証明に使う電気メーターには有効期限があります

有効期限は電気メーターに張られたシールで確認してください。

シールが無いものや有効期限が切れた電気メーターは使用できません。

▼問い合わせ 北海道経済産業局

(☎011-709-8353)

登別市災害時要援護者避難支援プラン について皆さんの意見を募集します

登別市災害時要援護者避難支援プラン(災害時要援護者避難支援制度)(案)がまとまりましたので、パブリックコメント制度に基づき皆さんの意見を募集します。

◆意見をお聞きする制度の目的 大災害など広域的な災害が発生したとき、公的支援には限界があります。災害時に家族などからの支援を受けることが困難で、何らかの助けを必要とする高齢者や障がいのある方などの『災害時要援護者』に対し、町内会や自主防災組織、民生委員児童委員などの『地域支援者』と、市、防災関係機関が連携して支援することを目的としています。

◆募集締め切り 11月15日(月)

◆資料の閲覧 市役所1階市民コーナーや各支所、市民会館、市立図書館、市民活動センター、総務グループのほか、市ホームページにも掲載しています。

◆意見の提出方法 市役所1階市民コーナーや各支所、市民会館、市立図書館、市民活動センターに備え付けの専用用紙または、任意の用紙に①案件名②住所③氏名④電話番号⑤意見を記入し、郵送またはファクス、Eメールで総務グループ(〒059-8701 中央町6丁目11、☎01108、Eメール:bousai@city.noboribetsu.lg.jp)に提出してください。専用用紙横の『ご意見投函箱』に投函することもできます。

※電話や来庁による口頭での意見はお受けできませんのでご了承ください。

◆意見に対する回答 寄せられた意見に対する市の考え方を市ホームページに掲載するとともに、市役所1階市民コーナーや各支所、市民会館、市立図書館、市民活動センターに閲覧用ファイルを備え付けます。なお、意見を提出された方に対しての個別の回答は行いません。

問い合わせ 総務グループ (☎01130)